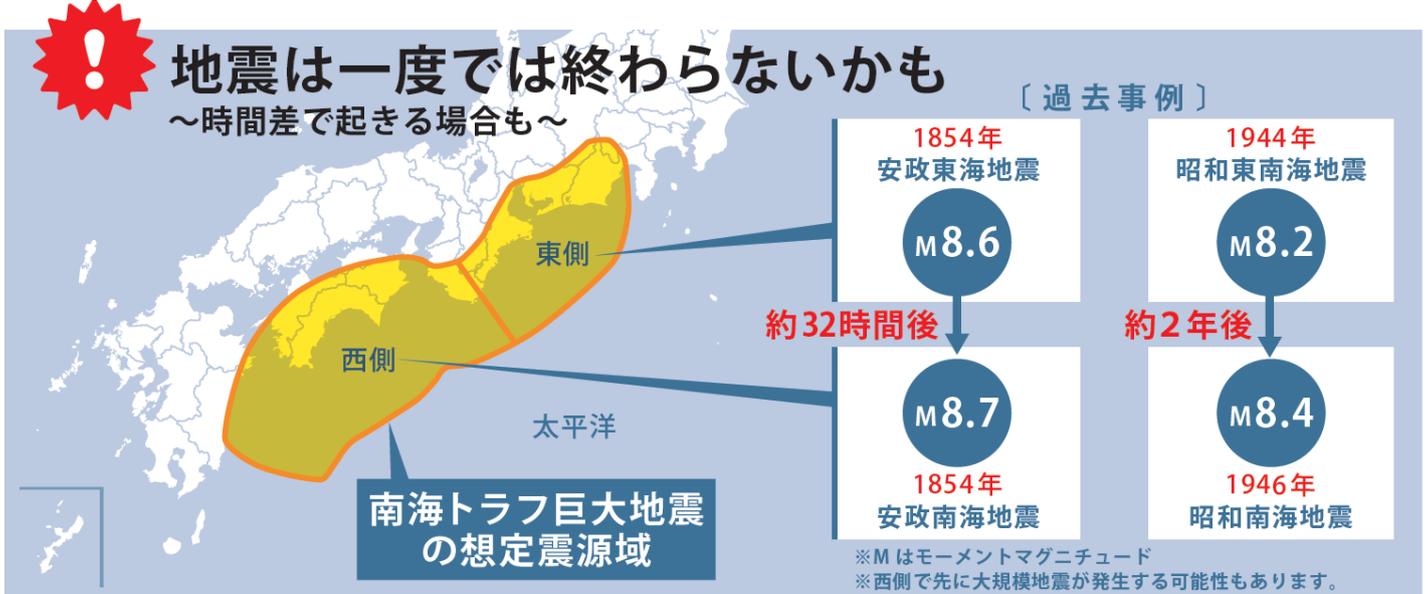


南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報を正しく知ろう！

■南海トラフ地震は、過去に時間差で発生

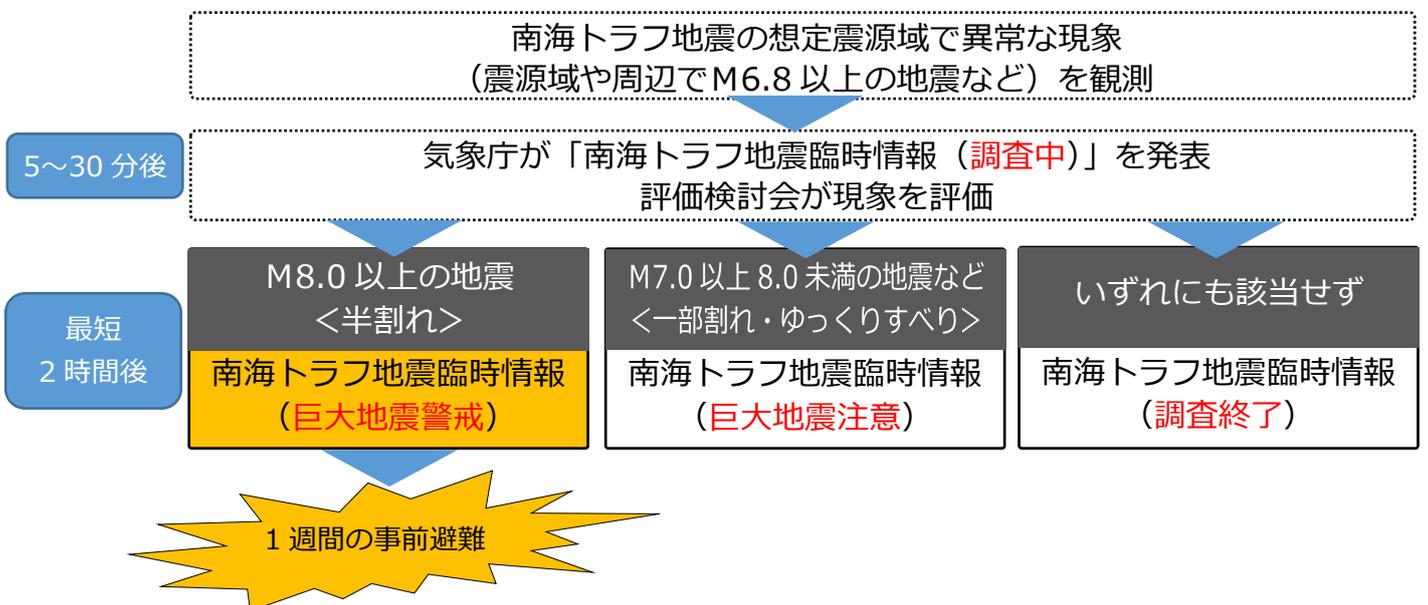


(参照：内閣府パンフレット「南海トラフ地震－その時の備え－」)

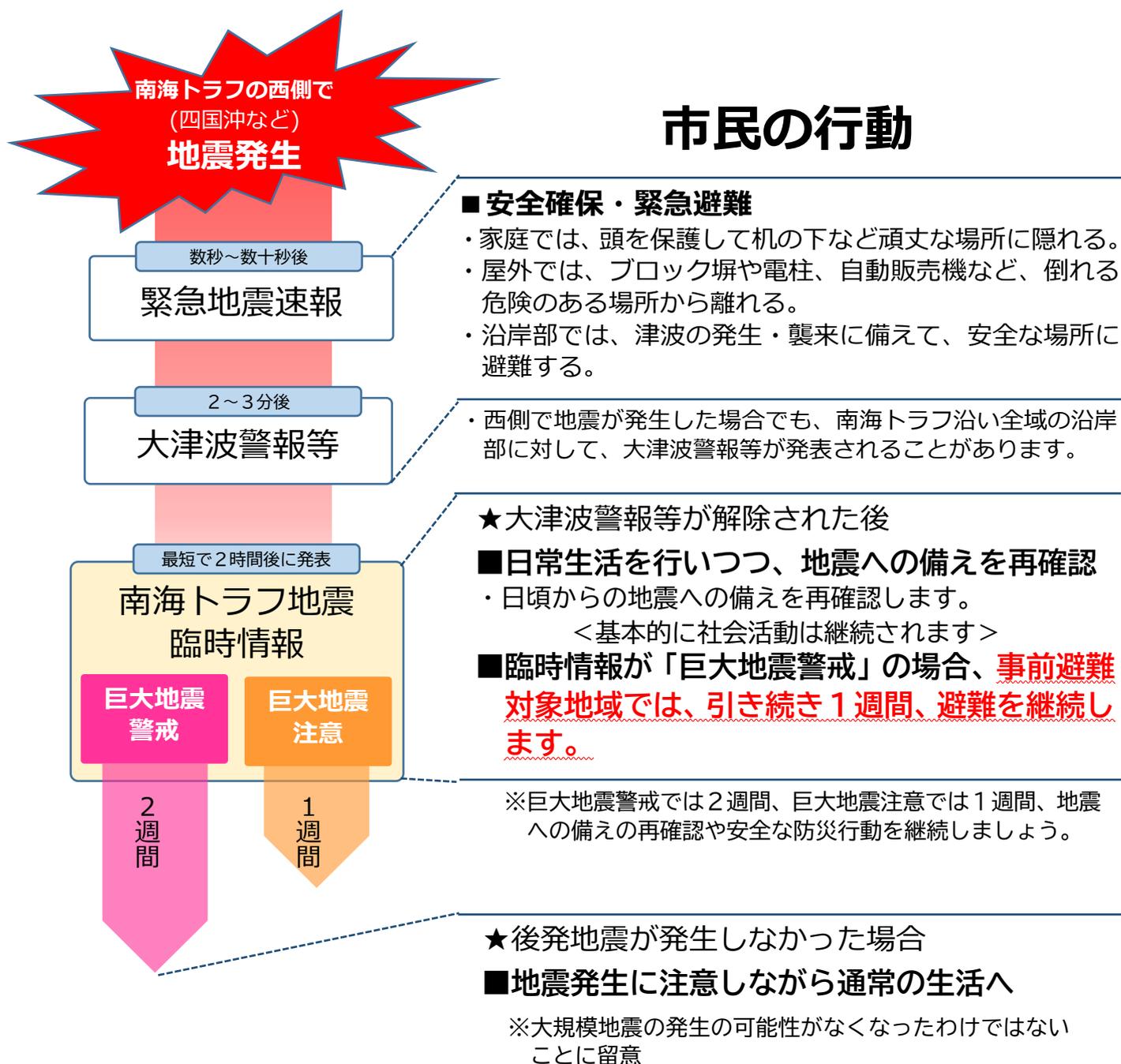
■南海トラフ地震臨時情報とは？

○南海トラフ地震の想定震源域で一定規模以上の地震が発生した場合など、南海トラフ地震の発生可能性が、通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁より発表される情報です。情報の受け手が防災対応をとりやすいよう、キーワード（巨大地震警戒、巨大地震注意など）とあわせて発表されます。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



■南海トラフ地震臨時情報発表と市民の行動イメージ



■南海トラフ地震臨時情報の基本原則

- 南海トラフ地震は、「南海トラフ地震臨時情報」の発表がないまま、突発的に発生することもあります。
- 南海トラフ地震は、東側が先に発生することもあります。
- 地震が発生せず、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合にも「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されることがあります。その場合は、ゆっくりすべりが収まったと評価されるまで、地震への備えの再確認や安全な防災行動を継続しましょう。

■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に事前避難が必要な地域があります

- 南海トラフ地震から確実に命を守るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、田原市では事前避難対象地域に避難情報を発令し、1週間の事前避難を呼びかけます。
- 事前避難対象地域は、「30 cm以上の浸水が60分以内に生じる地域を含む地区」のうち、避難対象者の特性に応じて、浸水到達時間が早い太平洋側の地区を「住民事前避難対象地域」に、三河湾側の地区を「高齢者等事前避難対象地域」に設定しています。
- 事前避難対象地域における事前避難は、津波災害警戒区域外の親類宅や知人宅への避難が基本となりますが、それが難しい方のために地震避難所を開設します。

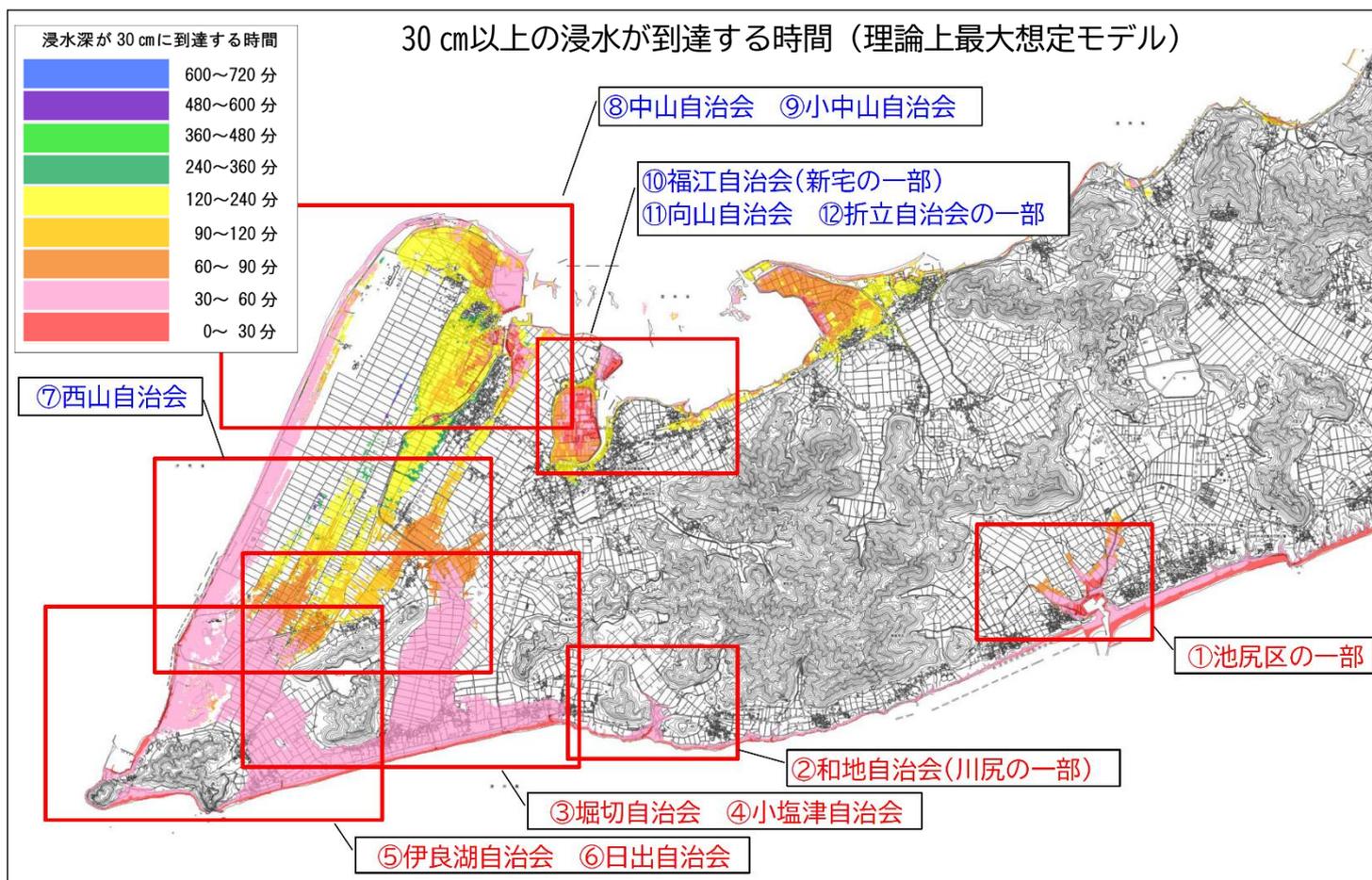
事前避難対象地域の種類

種類	避難対象者
住民事前避難対象地域	全住民
高齢者等事前避難対象地域	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者

事前避難対象地域とする地区

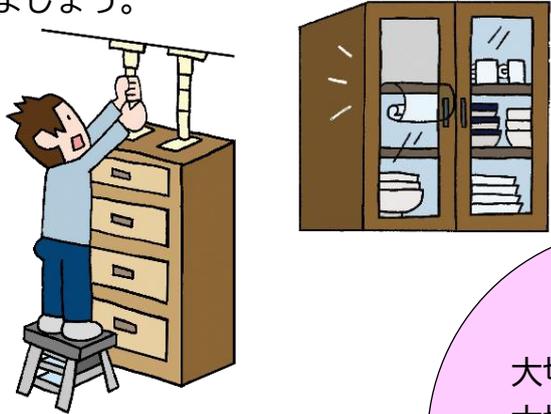
住民事前避難対象地域	高齢者等事前避難対象地域
①池尻区の一部	⑦西山自治会
②和地自治会（川尻の一部）	⑧中山自治会
③堀切自治会	⑨小中山自治会
④小塩津自治会	⑩福江自治会（新宅の一部）
⑤伊良湖自治会	⑪向山自治会
⑥日出自治会	⑫折立自治会の一部

- 避難所となる学校・市民館及び校区内に避難対象地域のある学校は、休校・休館となります。また保育園・学童保育において、通園範囲の大部分が避難対象地域である場合や津波災害警戒区域内にある施設は休園となります。



■南海トラフ地震臨時情報が発表されたら、地震への備えを再確認

- 「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震の発生可能性が高まった場合に発表されます。
- 地震への備えは、普段から実施し、臨時情報発表時には再確認するようにしましょう。

<p>①家具の固定（転倒防止対策）など 家具の固定やガラスの飛散防止対策を行いましょう。</p> 	<p>②食料・水、携帯トイレ、日用品の準備 家族の人数などに応じて、食料・水、携帯トイレ、日用品（マスク、常備薬、ラジオなど）を準備しておきましょう。</p> 
<p>自助</p> <p>大切な命、大切な人の命を守るため、普段から大きな地震に備えましょう</p>	
<p>③避難先などの確認 避難先（知人・親類宅、避難所）や避難経路を事前に確認しておきましょう。</p> 	<p>④家族との安否確認方法の確認 災害伝言ダイヤル171や災害用伝言サービスなど、家族との安否確認方法を確認しましょう。</p> 

- 耐震性の不足する住宅にお住まいの方や、土砂災害の不安がある方は、事前に知人宅や親類宅などへの避難を検討しておきましょう。

■南海トラフ地震臨時情報が発表されたら、安全な防災行動を

- 津波・土砂災害などの危険が高い場所に、なるべく近づかないようにする。
- 屋内のなるべく安全な場所で生活する。
- ベッドの頭上や高い場所に物を置かない。
- 防災情報の入手方法を確認する。



詳しくはHPで

臨時情報に関する問合せ

田原市役所 防災局 防災対策課

電話：(0531) 23-3548 メール：saigai@city.tahara.aichi.jp